

広報あおもり広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発行する広報あおもりに広告を掲載することに関し、青森市広告取扱要綱（平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報あおもりの最終面の5頁前から1頁前までの下1段及び最終面の下2段とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料については、次のとおりとする。

区分	掲載枠	規格（縦×横）	1回の掲載料		
			2色刷	カラー	
1号広告	全 枠	45mm×185mm	119,170円	カラー 刷	139,540円
2号広告	3分の2枠	45mm×124mm	79,450円		93,710円
3号広告	2分の1枠	45mm×93mm	60,100円		70,280円
4号広告	3分の1枠	45mm×62mm	39,730円		46,860円

2 前項に掲げる1号広告全枠カラー刷を同一の広報あおもり掲載希望号に対し、2掲載枠の申込みをした場合は、2掲載枠をつなげて使用できるものとし、規格は縦90mm×横185mm、掲載料は279,080円とする。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、広報あおもり等を通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 要綱第5条第1項の規定による広告掲載の申込みは、掲載希望号発行日の3月前から1月前までにおいて掲載号ごとに行うものとし、広告主又は広告取扱業者から次に掲げる書類等の提出を受けるものとする。ただし、受付の順序に従って、第2条に規定する掲載位置の範囲を満たす広告掲載の申込みがあったときは、申込受付期間の満了前であっても受付を終了することができる。

- (1) 広報あおもり広告掲載申込書（様式第1号）
- (2) 版下原稿（紙媒体及び電子媒体）
- (3) 広告主の事業の概要がわかる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(掲載内容の審査等)

第6条 要綱第5条第2項の審査は、企画部がこれを行う。

2 掲載する広告の選定は掲載号ごとに行うこととする。

3 要綱第5条第2項の通知は、広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により行う。

(掲載料の納入等)

第7条 要綱第6条第1項の規定による料金の納入は、要綱第5条第2項の通知に同封する青森市納入通知書を用いて、指定期日までに指定の金融機関等で行うものとする。

(あっせん手数料)

第8条 青森市競争入札参加資格等に関する規則(平成17年青森市規則第161号)第6条の規定により、業種「企画制作等業務」部門「広告企画製作業務」に係る競争入札参加資格の認定の通知を受けた広告取扱業者が、広告主から掲載依頼を取り次ぎ、掲載の申込みを行い広告掲載が決定した場合は、当該広告取扱業者に対して当該広告に係る広告掲載料納入額の1割5分に相当する額を広告掲載あっせん手数料として支払うものとする。

2 前項の広告掲載あっせん手数料は、前条の規定による掲載料の納入後、広告取扱業者からの請求書に基づき、その請求があった日から15日以内に支払うものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 要綱第7条第1項第3号の指示は、次の各号のいずれかに該当するときに当該各号に掲げる状態を解消することを求めて行うものとする。

(1) 指定する期日までに版下原稿の提出がないとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(3) その他広報あおもりの編集又は発行上支障があると認めるとき。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成19年5月11日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成21年7月21日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成22年11月30日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成31年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和3年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和4年4月1日から実施する。